

令和7年分確定申告のお知らせ

スマホとマイナンバーカードを利用してご自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。

確定申告の相談は、チャットボットをご利用ください。

※チャットボットは質問を入力すると、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。



◆確定申告会場(津島市文化会館)

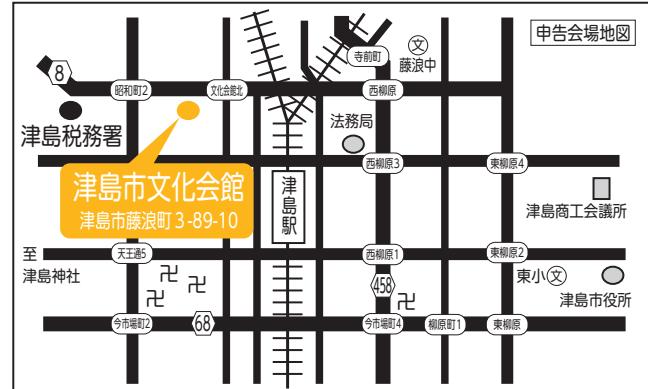
開設期間 2月16日(月)～3月16日(月)

※土日・祝日は開催していませんが、3月1日(日)に限り
開設します。

開設時間 午前9時～午後5時

(入場には「入場整理券」が必要です。)

※入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。



◆確定申告会場にお越しになる方へ

確定申告会場では、基本的にマイナンバーカードを利用したスマホ申告をしていただきますので、マイナンバーカードをお持ちの方は持参してください。

来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールするほか、下記のものが必要になりますので、ご準備をお願いします。

- ①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
 - ②スマホおよびマイナンバーカード(※)
(※)マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要です。
 - 署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)および利用者証明用電子証明書(数字4桁)

◆確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です！

「入場整理券」は、会場での当日配付、もしくはLINEアプリを使ったオンラインでの事前発行の2つの方法で配付します。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。



国税庁 LINE公式アカウント

- 入場時に、当日配付した「入場整理券」もしくはLINEアプリで事前発行した際に表示される「受付完了」画面を確認しますので、必ずお持ちください。
 - 「入場整理券」には、会場へ入場できる時間帯が記載されていますので、指定された時間帯内に会場へお越しください。
 - 指定された時間帯に遅れた場合は、入場できない場合があります。また、会場の混雑状況に応じ、指定された時間帯内であっても入場をお待ちいただく場合があります。

問合せ先 津島税務署 ☎ 0567(26)2161

※電話は自動音声により案内しています
ので、音声案内に従い「2」を選択して
ください。

申告書の作成・提出は
国税庁ホームページから



作成コーナー

役場での申告相談について

確定申告書は、原則として本人が作成し、所管の税務署へ提出することとなっていますが、自身での作成が困難な方向けに役場で臨時に申告相談会場を開設します。

とき 2月16日(月)～3月16日(月)※土日・祝日を除く

午前8時45分～午後4時30分(正午～午後1時を除く)

※役場の開庁時間(午前8時30分)から、役場3階大会議室前にて

入場整理票を配付します。

ところ 役場 3階 大会議室



申告相談の流れ

①午前8時30分から 役場3階 大会議室 申告会場前にて「入場整理票」を配付します。

②入場整理票に記載のある時間帯に申告会場へお越しください。

③入場整理票に記載のある番号順にお呼びします。

④お持ちいただいた必要書類の確認をして、申告相談を行います。

申告相談をするときのお願い

●例年多くの方が来場されているため、申告会場内は大変混み合う可能性があります。入場整理票に記載された時間帯以外は、申告会場内でお待ちいただくことができない場合がありますので、ご了承ください。

●必要書類がない場合や未作成の場合は、持参または完成してから申告相談を開始します。

<申告に必要なもの(主なもの)>※下記を参考に申告に必要な書類を必ずお持ちください。

収入関係	収入がわかる書類	源泉徴収票、白色収支内訳書(作成済のもの)、個人年金の支払証明書等
控除関係	医療費控除	医療費控除の明細書(作成済のもの)、医療保険者等が発行する医療費通知
	社会保険料控除	支払った金額が分かる書類 ※国民年金保険料は控除証明書が必要となります。
	生命保険料控除・ 地震保険料控除	控除証明書
	寄附金控除	寄附金の受領書等の寄附先と寄附金額を証明する書類 ※ふるさと納税について、ワンストップ特例を寄附した自治体へ申請された方でも必要となります。
	障害者控除	該当者の各種障害者手帳、障害者控除対象者認定証
その他	本人確認書類等	マイナンバーが分かるもの、通帳等口座が分かるもの、昨年の確定申告書(控)、利用者識別番号が分かる書類(税務署から送付される確定申告のお知らせ等)

下記の相談は役場では受付できません。税務署申告会場(津島市文化会館申告会場)へお出掛けください。

個人事業者などで青色申告の方、白色収支内訳書が未作成の方または作成の相談をする方

分離譲渡所得のある方 【例】土地、家屋、株等を売却した方、先物取引に係る収入のある方、退職所得のある方

令和7年1月1日から12月31日までに住宅を取得し、初めて住宅借入金等特別税額控除などの申告をする方

暗号資産(仮想通貨)に係る収入のある方

過年分、消費税、贈与税、相続税の申告をする方

国外扶養親族に係る扶養控除の申告をする方

なお、確定申告をする必要がない方で町県民税の申告をする方は、3月16日(月)までに町県民税の申告書を役場税務課へ提出してください。町県民税の申告相談についても、役場3階大会議室の申告会場で行います。

問合せ先 役場 税務課 内線175・176